

## 現金払いに優しい中国へ

中国では日常の買い物やタクシーでの支払いにアリペイやWechatといったアプリを使ったQRコード決済が一般化しているのは、既に日本でも広く知られています。普段から上海に住んでいると、携帯電話にはアリペイとWechatが入っており現金を持ち歩かなくて良いので身軽で楽なのですが、時々アクシデントにも見舞われます。先日、事務所の弁護士が、オフィスビルの一階にあるスターバックスに行った時のことです。普段は長蛇の列ができていのに全くお客がいないのでラッキーと思いコーヒーを買いに行ったところ、店員からシステムの故障で現金払いしか受け付けられないと言われてしまい、お客がいないのを納得すると共に自分もコーヒーを買いそびれたとのことでした。

またここ数年、日本からの出張者や旅行者の人達から毎回聞かれるのが、入国後に現金に両替しても街中で使えないのか？クレジットカードは使えるか？といった質問で、中国に行くときの悩みの一つようです。こういう外国からの出張者や旅行者の悩みの声が少し政府の耳に届いたのか、先日、特定のエリアでは現金決済を促す内容の通知が、中国人民銀行を含む4つの行政機関の連名で出されました。

通知の中身を少し紹介すると、まず中国内で世界遺産がある有名な観光地、娯楽施設、ホテル等を「重点文化旅行エリア」と指定したうえで、「重点文化旅行エリア」でATMを設置して現金の出し入れの利便性を図ること、同エ

リアの施設では現金を準備して、現金決済の要望に対応するよう促すこと、外国人の往来が多い国際空港やホテルでは外貨両替コーナーを増やして現金受取の利便性を高めること、といったものです。また通知の中では、「消費者による現金支払いの選択権を確保するようにする」といった表現も使われており、QRコード決済の普及により如何に現金支払いの選択肢がなくなっていたかが伺われます。

私自身の経験でも、去年、中国の西部地域へ旅行に行った際、観光で訪れたチベット仏教の有名なお寺では、お賽銭箱の前にQRコードが貼られていたのには驚きました。お寺の方で現金を受け付けないのか、観光客がQRコードでお金を支払えないのか分かりませんが、QR決済もここまで来たかと思わず唖ってしまいました。

今回の通知では主に外国人が訪れるエリアが念頭に置かれており、外国人の中国での消費を増やして中国の経済状態を少しでも浮揚させたいという見方が一般的だとは思いますが、政策次第でお金の支払方法まで促していくとは中国らしい、と却って感心してしまいました。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。